

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

| 改 正 | 現 行 |
|--|--|
| 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規) | 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規) |
| 制定 平成 09・03・31 立局第18号 平成 9年 4月 1日 改正 平成 09・09・29 立局第2号 平成 9年 9月30日 平成 10・03・26 立局第7号 平成10年 3月31日 平成 11・09・28 立局第4号 平成11年 9月30日 平成 12・03・31 立局第59号 平成12年 4月 1日 平成 12・09・20 立局第2号 平成12年12月22日 廃止・制定 平成 19・06・18 原院第2号 平成19年 7月 1日 改正 平成 22・04・01 原院第6号 平成22年 4月 5日 平成 23・01・15 原院第1号 平成23年 1月17日 平成 23・06・28 原院第4号 平成23年 7月 4日 廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日 改定 20140707商局第2号 平成26年 7月18日 改定 20140903商局第6号 平成26年 9月17日 改定 20141114商局第3号 平成26年11月20日 改定 20141217商局第5号 平成26年12月22日 | 制定 平成 09・03・31 立局第18号 平成 9年 4月 1日 改正 平成 09・09・29 立局第2号 平成 9年 9月30日 平成 10・03・26 立局第7号 平成10年 3月31日 平成 11・09・28 立局第4号 平成11年 9月30日 平成 12・03・31 立局第59号 平成12年 4月 1日 平成 12・09・20 立局第2号 平成12年12月22日 廃止・制定 平成 19・06・18 原院第2号 平成19年 7月 1日 改正 平成 22・04・01 原院第6号 平成22年 4月 5日 平成 23・01・15 原院第1号 平成23年 1月17日 平成 23・06・28 原院第4号 平成23年 7月 4日 廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日 改定 20140707商局第2号 平成26年 7月18日 改定 20140903商局第6号 平成26年 9月17日 改定 20141114商局第3号 平成26年11月20日 |
| I. 高圧ガス保安法関係 第22条関係(輸入) (1)～(2) 略 (3) <u>高圧ガスの輸入者は、関税法(昭和29年法律第61号)第70条の規定に基づく通関の際の証明を輸入高圧ガス検査合格証(以下この項において「検査合格証」という。)により行うことができる。</u> <u>ただし、都道府県知事が検査合格証の発行前に輸入検査に適合していると判断する場合は、上記検査合格証に代えて、検査職員が、輸入高圧ガス検査申請書(以下この項において「検査申請書」という。)の「検査職員確認印」欄に都道府県の受付印及び検査職員の印を押印した検査申請書をもって、輸入者は通関の際の証明を行って差し支えない。</u> | I. 高圧ガス保安法関係 第22条関係(輸入) (1)～(2) 略 (新設) |